

核物質防護関連の罰則規定

【現行】

《核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律》

第76条の2 核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又はその放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、10年以下の懲役に処する。

2 核燃料物質によつて汚染された物をみだりに取り扱うことにより、その放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

第76条の3 特定核燃料物質を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、3年以下の懲役に処する。

2 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者も、前項と同様とする。

第78条 (略)

第79条 (略)

第80条の5 第76条の2及び第76条の3の罪は、刑法第4条の2の例による。

2 (略)

第82条 (略)

《放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律》

第51条 放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置をみだりに操作し、又はその不当な方法で、放射線を発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、10年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を死亡させた者は、2年以上の有期懲役に処する。

3 第1項の罪の未遂は、罰する。

4 前3項の規定に当たる行為が刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

第51条の2 前条第1項から第3項までの罪は、刑法第4条の2の例に従う。

【放射線発散処罰法施行後】

《放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案(放射線発散処罰法案)》

第3条 放射性物質をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置をみだりに操作することにより、又はその他不当な方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、無期又は2年以上の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第4条 前条第1項の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を製造した者は、1年以上の有期懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第5条 第3条第1項の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を所持した者は、10年以下の懲役に処する。

2 第3条第1項の犯罪の用に供する目的で、放射性物質を所持した者は、7年以下の懲役に処する。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

第6条 放射性物質又は原子核分裂等装置を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、5年以下の懲役に処する。

第7条 特定核燃料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第2条第5項に規定する特定核燃料物質をいう。)を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、5年以下の懲役に処する。

第8条 第3条から前条までの罪は、刑法(明治40年法律第45号)第4条の2の例に従う。

《核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律》

第78条 (略)

第79条 (略)

第80条の5 (現行第80条第2項)

第82条 (略)

《放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律》

該当条項なし

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約について 別紙1

1 条約の経緯

1996年に国連総会で採択された「国際テロリズム廃絶措置」決議を契機として、1997年2月から国連において交渉が開始され(提案国はロシア)、2005年4月に国連総会で採択され、我が国も同年9月に署名。

2 条約の目的

核によるテロリズムの行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズムの行為の防止並びに同行為の被疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としたもの。

3 条約の主な内容

第2条に規定する犯罪※を国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにすること。

4 条約の状況

2006年7月のG8首脳会議における、“テロ対策に関するG8首脳宣言”及び“国連のテロ対策プログラムの強化に関するG8声明”において、“我々は、すべての国が「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」を批准することを求め、同条約が早期に発効することを期待する。”としているとともに、“翌年(2007年)のドイツにおけるサミットで我々の取り組みの成果を報告する。”としている。22カ国が批准した時に発効(平成19年2月1日現在の批准国は13カ国)

※ 条約上の犯罪(第2条)

1. 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する実質的な損害を引き起こす等の意図をもって行う以下の行為。
 - ①(i)放射性物質の所持、(ii)装置の作製、(iii)装置の所持
 - ②放射性物質又は装置の使用(放射性物質を放出する手段として原子力施設を損壊等することを含む。)
2. 上記②の犯罪を行うとの脅迫を行うこと。
3. 脅迫を行い、又は暴力を用いて、不法かつ故意に、放射性物質、装置又は 原子力施設を要求すること。
4. 上記1. の犯罪の未遂
5. 上記1. から4. までの犯罪に加担し、組織し、指示し又は寄与する行為

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる 行為等の処罰に関する法律(案)の概要 (放射線発散処罰法)

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の適確な実施を確保するため、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為を処罰する等所要の法整備を行う。

1. 概要

次の行為を処罰する規定を整備

- ① 核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応(核爆発)により、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせること
- ② 放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせること
(※①②の法定刑の上限を10年から無期懲役に引上げ)
- ③ ①②の行為の予備(準備)行為
- ④ ①②の行為の目的での放射線を発散する装置等の製造及び所持、放射性物質の所持
- ⑤ ①②④の未遂行為
- ⑥ その他(放射性物質を用いた脅迫、強要)
- ⑦ ①～⑥の国外犯

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約について

放射性物質又は核爆発装置等を所持、使用する行為等を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等について定めることを目的としたもの。

1997年2月 国連において交渉開始(提案国はロシア)

2005年4月 国連総会で採択

同年9月 国連首脳会合の際に署名開放

- ・小泉総理(当時)が他のG8首脳とともに署名、100カ国以上が署名済み。
- ・22カ国が批准した時に発効(平成19年2月1日現在の批准国は13カ国)

2. 施行期日

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日

原子炉等規制法における核物質防護関連の罰則規定

第八章 罰則

第七十六条の二 核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又はその放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。

2 核燃料物質によつて汚染された物をみだりに取り扱うことにより、その放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第七十六条の三 特定核燃料物質を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、三年以下の懲役に処する。

2 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者も、前項と同様とする。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

<特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等>

一の二 第十一条の二^{※1}第二項、第二十一条の三^{※2}第二項、第三十六条^{※3}第二項、第四十三条の十九^{※4}第二項、第四十九条^{※5}第二項、第五十一条の十七^{※6}第二項、第五十七条^{※7}第三項、第五十九条^{※8}第四項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。)又は第六十条^{※9}第三項の規定による命令に違反した者

<核物質防護規定>

四の二 第十二条の二^{※1}第一項、第二十二条の六^{※2}第一項、第四十三条の二^{※3}第一項、第四十三条の二十五^{※4}第一項、第五十条の三^{※5}第一項、第五十一条の二十三^{※6}第一項又は第五十七条の二^{※7}第一項の規定に違反した者

四の三 第十二条の二^{※1}第三項(第二十二条の六^{※2}第二項、第四十三条の二^{※3}第二項、第四十三条の二十五^{※4}第二項、第五十条の三^{※5}第二項、第五十一条の二

十三^{※6}第二項又は第五十七條の二^{※7}第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

四の四 第十二條の二^{※1}第六項(第二十二條の六^{※2}第二項、第四十三條の二^{※3}第二項、第四十三條の二五^{※4}第二項、第五十條の三^{※5}第二項、第五十一條の二三^{※6}第二項又は第五十七條の二^{※7}第二項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

<核物質防護管理者の選任>

五 第十二條の三^{※1}第一項、第二十二條の七^{※2}第一項、第四十三條の三^{※3}第一項、第四十三條の二六^{※4}第一項、第五十條の四^{※5}第一項、第五十一條の二四^{※6}第一項又は第五十七條の三^{※7}第一項の規定に違反した者

<秘密保持義務>

三十一 第六十八條の三^{※8}の規定に違反した者

第七十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

<運搬に関する確認等>

七 第五十九條第二項の規定による確認を受けず、又は同條第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

第八十條の五 第七十六條の二及び第七十六條の三の罪は、刑法第四條の二の例による。

2 第七十八條第三十一号の規定は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

第八十二條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

<核物質防護管理者の届出>

二 第十二条の三^{※1}第二項(第十二条の七^{※2}第二項、第四十三条の三^{※3}第二項、第四十三条の二十六^{※4}第二項、第五十条の四^{※5}第二項、第五十一条の二十四^{※6}第二項及び第五十七条の三^{※7}第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つた者

【対象者】

- ※1 製錬事業者、 ※2 加工事業者、 ※3 原子炉設置者、
- ※4 使用済燃料貯蔵事業者、 ※5 再処理事業者、
- ※6 廃棄物管理事業者、 ※7 使用者、
- ※8 原子力事業者等、 ※9 受託事業者

注:< >は、法令上の正式な見出しではない。